掛川市条例第３５号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年１０月１日

掛川市長

（別紙）

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

第１条　掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（住民基本台帳法による手数料） 第17条　（略）	（住民基本台帳法による手数料） 第17条　（略） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料） 第17条の２　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第７条第１項の通知カードの再交付に係る手数料の額は、１枚につき500円とする。
（都市計画法による手数料） 第18条　（略）	（都市計画法による手数料） 第18条　（略）

第２条　掛川市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（住民基本台帳法による手数料） 第17条　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第３項の規定による住民基本台帳カード（以下この条において「住基カード」とい	（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料） 第17条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「法」という。）

う。)の交付又は同条第７項に規定する住基カードの再交付に係る手数料の額は、１枚につき500円とする。 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料） 第17条の２　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「法」という。)第７条第１項の規定による個人番号の通知カードの再交付に係る手数料の額は、１枚につき500円とする。 （都市計画法による手数料） 第18条　（略）	第２条第７項の個人番号カードの再交付に係る手数料の額は、１枚につき800円とする。 ２　法第７条第１項の通知カードの再交付に係る手数料の額は、１枚につき500円とする。 （都市計画法による手数料） 第18条　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は平成27年10月５日から、第２条の規定は平成28年１月１日から施行する。